

令和3年度 1月期

緊急対策！

休業等協力金

新型コロナウイルス感染拡大防止策として、嬉野市内での人流を抑制するために、休業・時短営業に協力した飲食店および運転代行業者に対し、休業等協力金を給付します。

休業等協力金

一律

10
万円

家賃支援金

上限

5
万円

※貸店舗の場合のみ

【対象】

・「嬉野市 NEW ENJOY STYLE宣言（グリーンフラッグ登録店）」を行っている飲食店
ならびに運転代行業者

・対象期間中、休業または時間短縮営業を行う飲食店および運転代行業者

※休業・時短営業中であっても
テイクアウト・出前はOK

●対象期間

令和4年1月15日（土）～1月23日（日）

全ての日において休業または、時間短縮営業を行うこと

※時間短縮営業は、午前5時～午後8時までの間とし、酒類の提供は午後6時まで
としてください。

●申請に必要な書類

- 休業等協力金交付申請書および請求書
- 休業中の店舗の写真
- 営業許可証の写し
- 市税等の滞納のない証明
- 賃貸契約書（貸店舗の場合のみ） など

詳細は嬉野市ホームページ
にてご確認ください。

【読み取り用QRコード】



この協力金への詳しいお問い合わせは、

嬉野市役所 観光商工課

☎ 0954-42-3310